

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項及び地方公営企業法施行令（昭和27年9月3日政令第403号）第21条の13第1項第5号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年7月1日

横浜市契約事務受任者
交通局長 三村 庄一

1 契約の概要

上永谷修繕工場事務所系統空調機緊急修理工事
・空調機緊急修理工一式

2 履行（納品）場所

港南区野庭町713番地

3 契約日

令和7年4月14日

4 履行日又は履行期間

令和7年4月14日から令和7年6月30日まで

5 契約金額

¥8,668,000.－（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥788,000.－）

6 契約の相手方（名称及び所在）

株式会社光電社
横浜市中区富士見町3-7

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

上永谷修繕工場事務所系統空調機に故障が発生し、事務所内の適正な温度環境を維持できず、地下鉄車両の修繕事務に多大な影響を及ぼす危険性があるため、緊急修理工事を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

当局鉄道施設空調機の年間概算修理委託受託者であり、その構造や不具合の状況を熟知していること、また、社内に確実な工事対応ができる機材確保や作業員配置体制を整えていることから、上記事業者を契約の相手方としました。

9 所管課

交通局工務部建築課